

令和5年外務省令第14号

「領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令」

令和5年12月26日

外務省領事局政策課

1 改正の概要

「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」(昭和27年4月1日外務省令第4号)別表第一及び別表第二の表中に定められている手数料の額について、令和6年1月1日以降にマルタにおいて徴収する通貨及び手数料の額を定めた。

2 改正の理由

- (1) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)に基づき、令和6年1月1日付けで、在マルタ兼勤駐在官事務所を開設する予定である。
- (2) (1)に伴い、「領事官の徴収する手数料に関する政令」(昭和27年政令第74号)の定めるところにより、「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」において、マルタにおいて領事官が徴収する手数料の額を定めることが必要となった。

(了)